

今治湯ノ浦温泉シクロクロス in 桜井 競 技 規 則

本大会の実施に当たっては、この規則を基準として行う。

- 1 参加者は、本競技規則に違反した場合は失格となる。
- 2 参加者はスポーツマンとして責任ある行動をとり、直接あるいは間接的に問題行動があった場合は失格とする。なお、この場合の失格は本大会に限らず、将来的に有効なものとする。
- 3 参加者は、自己の安全に責任を持つと共に、他の参加者の安全に配慮すること。
- 4 参加者は、アルコール飲料、その他薬剤等を服用して出走してはならない。
- 5 参加者が自ら競技を断念する場合は、速やかに大会委員にその旨申告しなければならない。
- 6 参加者は、競技役員の指示命令に従わなければならない。
- 7 主催者は、本大会における競技の制限時間を設けることができ、その時間内にスタート、通過及びフィニッシュしない参加者は自動的に失格となる。また、参加者の安全を守るため、競技委員（審判）が競技続行不可能と判断した場合は、本人の意思に拘らず競技を中断させる場合がある。
- 8 競技に使用する自転車は、安全に走行するための整備ができていない自転車ではない。
- 9 参加者は、支給されたゼッケン、計測器等を指定の位置に付けて競技をしなければならない。
- 10 スタート地点への集合が遅れ、定められたスタート時間に間に合わない場合は、失格とする。
- 11 参加者は、自転車の乗車中はヘルメット等を着用し、走行しなければならない。
- 12 参加者は、フィニッシュ後に再度コース内に入ることはできない。また、いかなる理由であっても再フィニッシュしてはならない。
- 13 参加者の安全確保のため、競技中はコース内に大会関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 14 大会当日の気象条件、競技環境不良、その他の理由により主催者が十分な安全対策ができないと判断した場合、もしくは、日本国内で大地震等の災害が生じたため、事実上大会を中止せざるを得ない社会情勢にあると主催者側が判断した場合は、競技開始前、競技中であっても競技内容を変更、または競技を中止することがある。その場合、支払われた参加料の返金はしない。
- 15 競技中の負傷・事故については大会加入の傷害保険による保険給付対象となるが、原因の如何を問わず参加者はこれを越える補償を主催者に求めることはできない。